

**国民健康保険・後期高齢者医療制度
の一部負担金の還付**

被災された益城町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者の医療機関窓口での一部負担金の猶予・免除について、「免除の要件に当てはまる人がすでに医療費を支払っている場合」は、申請により還付を受けることができます。

対象：益城町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者のうち、次の要件に該当する人

要件

- 住家が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした場合
- 主たる生計維持者が死亡した場合
- 主たる生計維持者が「重篤な傷病」を負った場合
- 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

問国民保険課 ☎286・3113

保育料の減免

被災状況に応じて保育料の減免を受けることができます。

対象：熊本地震により住家に被害を受けた人

問ごども未来課
☎286・3117

相談

住まいの確保相談

町と県賃貸住宅経営者協会の連携協力により、「住まいの確保相談窓口」を開設しています。

開設日：毎週木曜日

問相談窓口直通 ☎234・6113

問生活再建支援課

☎289・1400

**熊本県建築住宅センターによる
無料住宅相談**

被災した住宅の補修や建て替えを考えている人に対し、一級建築士、弁護士、マンション管理士など、それぞれの専門分野のエキスパートが無料で住宅相談に応じます。要予約。

問一般財団法人熊本県建築住宅センター
☎385・0771

**補修工事（見積書、契約、工事内容）
に関する無料相談**

住まいるダイヤルでは、補修工事（見積書、契約、工事内容等）などについて、一級建築士が無料で相談に応じます。

問公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
☎0570・016・100

総務省による熊本地震に関する相談

震災に関するさまざまなお問い合わせや相談を電話、窓口、インターネット

ネットで受け付けます。
ナビダイヤル

0570・090・110

※近くの管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターにつながります。

ホームページ：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

問熊本行政評価事務所
☎326・1100

☎326・1100

**住宅金融支援機構による
災害復興住宅融資等に関する相談**

災害復興住宅融資相談（一般災害・親孝行ローン・リバースモーゲージ等）を受け付けます。

対象（主な要件）

【個人住宅】

- ① 被害が生じた住宅の所有者または居住者でご自身が居住するために住宅を建設、購入または補修する人
- ② 災害証明書が交付されている人

【賃貸住宅】

- ① 被害が生じた賃貸住宅の所有者、賃借人または居住者で住宅を建設、または補修する人
- ② 災害証明書が交付されている人

【マンションの共用部分リフォーム】

- ① 被災したマンションの共用部分の補修を行う管理組合
- ② 共用部分が被災したことを証する災害証明書が交付されている管理

組合

- ③ 修繕積立金が1年以上定期的に積み立てられており、管理費や組合費と区別して管理され、滞納割合が10%以内であること

問【個人住宅】：住宅金融支援機構お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）☎0120・086・353（通話料無料）

問【賃貸住宅】：マンションの共用部分リフォーム：住宅金融支援機構九州支店まちづくり業務グループ
☎092・233・1509

☎092・233・1509

熊本県弁護士会による法律相談

熊本地震に関することや多重債務など、被災された住民の皆さまの相談に、熊本県弁護士会益城相談センターがお応えします。要予約。

日時：毎週火・金曜日

問熊本県弁護士会法律相談センター
☎325・0009

**熊本県司法書士会による
被災者支援無料法律相談**

被災された住民の皆さまが抱えている、さまざまな悩みのご相談を受け付けています。予約不要。

相談日：毎週月曜日

場所：役場仮設庁舎 1階相談室

問熊本県司法書士会
☎364・2889

☎364・2889

問生活再建支援課
☎289・1400